

## 守口市空家等対策計画改定版(素案) パブリックコメント意見の内容及び本市の回答

募集期間:令和5年1月30日(月)～2月28日(火)

募集方法:メール、郵送又は各公共施設に設置した回収ボックスへの投函により受付  
件数:2件11項目

番号	項目	質問内容(原文ママ)	回答
1	第3章 空家等対策の基本的な方針などについて	人口に関する事で、「P4参考」にある高齢者世帯数の推移が方向性を見るうえで、空き家と直結するので、必要ではないでしょうか？	4ページ目の「図2-3将来人口の推移」において、全体的な人口減少並びに年少人口・生産年齢人口の減少及び高齢者人口の増加を見込んでおり、これらのデータから、将来的な人口減少及び高齢者人口の増加を想定しております。
2	第3章 空家等対策の基本的な方針などについて	空家に関する事で、腐朽・破損空家が6割程度ですが、P7図2-9で見ると全体として平成24年から平成30年度で減少傾向にあります。戸建て(木造)では増加、長屋・共同住宅(木造及び非木造)では、減少しています。空家の状況毎の把握が必要ではありませんか。	腐朽・破損のある空家の種別等の内訳については、7ページ目の「図2-8空家の腐朽・破損の状況(建て方別)」及び「図2-9腐朽・破損ありの空家の状況(建て方・構造別)」に記載のとおりですが、これらはあくまで推計値であるため、総数の減少ではなく、構成割合を全体的な傾向として分析し、それに対して講じる対策を改定へのポイントとして記載しております。
3	第3章 空家等対策の基本的な方針などについて	「空家バンク」の登録がないとありますが、メリットについて教えてください。	守口市空き家バンク制度は、守口市内における空家の流通及び利活用を促進し、管理不全となる空家の抑制等を図るため、平成30年度から実施しております。しかしながら、全域が都市化された本市においては、不動産流通が活発であることから、今回の改定に当たりましては、より有効となる施策の制度構築を方針としております。
4	第3章 空家等対策の基本的な方針などについて	特定空家等に認定し、より厳しい措置をとることは必要と考えますが、解体するのに高額のコストがかかるという現実の前では、個人の対応ではしんどいのではないのでしょうか？ 防災面から考えても、どこ迄できるかわかりませんが、市が買い上げスポット公園的なものにするのも一つの手ではないのでしょうか？ 問題は、解体に要する費用がネックになっていると思います。	空家は個人又は法人の財産であることから、市としては、所有者の責任の下、空家を適切に管理していただくことが必要であると認識しております。
5	第4章 これまでの取り組み	管理不全な空家等の発生予防で、所有者等が適切に管理するよう取り組みを進めますとありますが、相続してメリットがなければ、固定資産税のみがかかってきて、お金がかかるだけのものとなるので、適正な管理は非常にしんどくなると思います。 活用可能なら何とかするかもしれませんが、そうでなければ市が買い取る等の対策を打つことくらいしかできないのでしょうか？ 密集等の改善という観点から、前述したスポット公園化するというのも一つの手ではないのでしょうか？相続を放棄されるような場合などは、現実としてどう対応されているのですか？	個別の案件に係る回答は差し控させていただきます。 空家は個人又は法人の財産であることから、市としては、所有者の責任の下、空家を適切に管理していただくことが必要であると認識しており、法及び本計画に基づき、所有者への指導等に取り組んでまいります。
6	第5章 空家等対策における施策について	発生予防で、情報発信等とありますが、お金がかかる問題でもありますが、残念ながら意識を持ってもらうだけでは、解決に至るのには困難ではないのでしょうか？	市としては、所有者の責任の下、空家を適切に管理していただくことが必要であると認識しており、法及び本計画に基づき、所有者への指導等に取り組んでまいります。

## 守口市空家等対策計画改定版(素案) パブリックコメント意見の内容及び本市の回答

募集期間:令和5年1月30日(月)~2月28日(火)

募集方法:メール、郵送又は各公共施設に設置した回収ボックスへの投函により受付

件数:2件11項目

番号	項目	質問内容(原文ママ)	回答
7	第5章 空家等対策における施策について	除却費の1/2(最大100万円)の助成してるとありますが、残念ながら除却費はもっとかかると思われますので、実際にはなかなか進まないと思います。	貴重なご意見ありがとうございます。 なお、助成金の補助率について誤記がありましたので本文を「除却費の8/10(最大100万円)」と修正しております。
8	第7章 特定空家等に対する措置について	除却に必要な経費が高いため、固定資産税払い続ける方がまだといつケースが多いのではないのでしょうか？	個別の案件に係る回答は差し控えさせていただきます。 市としては、所有者の責任の下、空家を適切に管理していただくことが必要であると認識しており、法及び本計画に基づき、所有者への指導等に取り組んでまいります。
9	第7章 特定空家等に対する措置について	過料を払った方がまだというケースに対しては、どう対応されるのでしょうか？	個別の案件に係る回答は差し控えさせていただきます。 市としては、所有者の責任の下、空家を適切に管理していただくことが必要であると認識しており、法及び本計画に基づき、所有者への指導等に取り組んでまいります。
10	第7章 特定空家等に対する措置について	大阪市などでは代執行が行われた例もあると聞いていますが、本当に可能なのでしょうか？また長屋の一部などでの対応はどうお考えですか？ 相続を放棄した場合は、代執行を行っても費用を回収できないのでは？ 所有者と話をし、どこで落ち着かせるかは別にして、市が買い取り前述のスポット公園化などの対策を講じることくらいはできないのではないのでしょうか？	市としては、所有者の責任の下、空家を適切に管理していただくことが必要であると認識しており、法及び本計画に基づき、所有者への指導等に取り組んでまいります。 なお、本計画においては法に定める「空家等」を対象とするものですが、一部が空き家となった長屋等についても、建築基準法など他の法令で対応してまいります。
11	その他	大枝北町(奥田動物病院近く)の空家が気になっております。 もし可能なら、コワーキングスペースや認知症カフェ、ママカフェ、子ども食堂として活用していただきたいです。 駅からも近いので、需要はあると思います。	空家は個人又は法人の財産であり、除却や売却その他の利活用は所有者の判断に委ねられます。